

市民と行政が一緒に考える

白石市まちづくりフォーラム

地方分権という大きな社会変革を迎えて、地域住民と行政が一体となった施策が求められています。白石市らしい独自のまちづくりの指針となる「第4次白石市総合計画」に反映させるため、地域振興に向けた環境整備などについて、市民と行政が一緒に考える「まちづくりフォーラム」が五月二十八日、中央公民館で開催されました。
フォーラムでは、第4次白石市総合計画策定懇談会委員による基調講演と、第一回まちづくり会議の報告が行われました。その概要について紹介します。

これからの総合計画に求められるもの

同志社大学大学院教授 新川達郎さん



白石市の場合は「ホワイトプラン」の立派な計画でこの十年ほどの間、まちづくりを進めてこられました。市の目指す市民憲章があり、これを発展させる形で「WHITE」のそれぞれの頭文字に意味を求めて、具体的な方策を講じてこられました。

た。

さて、総合計画をなぜ作るのかということですが、総合計画は、法律によって、市政の目的と、まちのいろいろな活動を調整して進む方向の指針となります。それと、未来の姿をきちんと示し、方向付けをして、体系立てて活動の具体的な方策をそろえていく役割を担います。

総合計画の条件としては、一つは、計画自体が、明確な目的をきちんと体系立てて整理されていること。二つ目は、計画の目的と手段が合理的、効率的にきちんと整えられていること。

あります。

また、地方分権などの大きな国の仕組み、制度づくりの面からも、市町村の総合計画が主たる担い手の一つとして、大きな指針づくりの種になっていくと考えますので、地域の手で、体系的な手段として考えていかなければなりません。

これらを踏まえた総合計画のポイントとして、次の四点が挙げられます。

- ① 計画を作っていくときに、仕組みや体系を、生活をする側の目線に合わせて組み立てることが重要になります。
- ② 白石という地域で、何が大事で、何を後回しにしてよいのかを考え、メリハリをつけた計画

にする必要があります。

③ それぞれの地域から問題を考え、計画を組み立てていく発想が必要です。

④ 行政だけがまちづくりをするのではなくて、市民の皆さんとのパートナーシップを重視して、実現させていく必要があります。

最後に、まちづくりのプロセスについてお話をします。

計画段階から、市民の皆さんが参加することが欠かせないことであり、中心になって計画と成果を作り上げ、利益を受けなければ意味がありません。そこで、計画づくりを通じた地域づくりこそが、最大の要点で大事なポイントとなります。

PART 1

基調講演



まちづくりと市民参加について

岩手県立大学教授 山田晴義さん

行政が旗を振って、先頭に立って頑張るまちづくりという時代は終わりました。今日のような閉塞した社会の中では、創造力が必要になってきます。この創造力は、行政はあまり得意ではありません。市民は個々の運動が自由に展開する力を育て、増幅していかなければなりません。それらを連携できるものにしていくことが、これからの行政の役割ではないでしょうか。

そういった意味で、市民がまちづくりに主体的にかかわっていただき、市民のエネルギーを行政がきちんと引き出せるかどうか、総合計画の大きな課題になると思われます。

それで、市民参加が大事になってきますが、市民自体が改めなければならぬものとして、三つのタイプが挙げられます。

一つは「徹底反対型」。行政が行うことすべてに対して反対するタイプ。今後の新しい取り組みを一緒に考えていくよう改めなければなりません。

二つ目は「要求型」。すべて



行政が旗を振って、先頭に立って頑張るまちづくりという時代は終わりました。今日のような閉塞した社会の中では、創造力が必要になってきます。この創造力は、行政はあまり得意ではありません。市民は個々の運動が自由に展開する力を育て、増幅していかなければなりません。それらを連携できるものにしていくことが、これからの行政の役割ではないでしょうか。

一つは「徹底反対型」。行政が行うことすべてに対して反対するタイプ。今後の新しい取り組みを一緒に考えていくよう改めなければなりません。

ながら、皆さん自身が育っていくところだと思っています。そして、総合計画ができ、まちづくりを進めるときには、皆さんに担い手になっていただかなければなりません。

ですから、総合計画策定のプロセスは、実現のためのプログラムであるという認識でやっていくという必要があると思います。そして、もう一つ、市民が意識的にも経済的にもきちんと自立して行動することが大事なことだと思います。

プロフィール

新川達郎(にかわ たつろう)氏
愛媛県出身。早稲田大学大学院政治学
院法学部助教授。昭和56年、東北
大学大学院法学部助教授。平成5年、東
北大学大学院情報科学研究科助教授。
平成11年、同志社大学大学院総合政策
科学研究科教授。第4次宮城県長期総
合計画審議会委員。特定非営利活動法
人まちづくり政策フォーラム理事。

山田晴義(やまだ はるよし)氏
愛知県出身。明治大学大学院工学研究
科修士課程修了(建築学専攻)。平成元
年、工学博士。平成2年、東北工業大
学建築学専攻教授。平成10年、岩手県立
大学総合政策学部教授。勸宮城県地域
振興センター評議員。せんだい・みや
ぎNPOセンター理事、特定非営利活
動法人まちづくり政策フォーラム代表
理事。